令和８年（フ）第２６８号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目15番17―402号
Ｃａｓａ　Ｂｉａｎｃａ
債務者　天野　小夏（旧姓宮平）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５０号
沖縄県名護市字天仁屋161番地
債務者　豊里友一郎
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１９３号
福島県郡山市石渕町11番24号
債務者　星　　健治
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
令和８年５月６日までの住所　福島県会津若松市一箕町大字八幡字墓料153番地の２　ポパイほうれんそう１―Ｃ号
債務者　遠藤美津子（昭和49年２月18日生）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１９７号
福島県岩瀬郡鏡石町中央27番地
債務者　石川奈緒美（旧姓伊東、沖田）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５０号
富山県中新川郡立山町前沢1004番地
債務者　道野　良則
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８６３号
広島市佐伯区藤の木１丁目22番３号
債務者　藤原　千春
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９００号
広島市中区西川口町13番22―305号
債務者　尾尻　絵里香
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９号
山口市平井247番地７　ローラン中村　２―Ｂ
債務者　武村　和美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１０３号
東京都西東京市新町６丁目11番15号ディパルクサイテ103号
債務者　清水　悠希
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４５号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　伊藤幸次郎
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０４号
東京都青梅市河辺町２丁目955番地の２ライオンズガーデン河辺504
債務者　北川　　楓
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目７番26号
債務者　梅木　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５１号
神奈川県横須賀市野比２丁目24番31―102号
債務者　青木　　智
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目55番地　あつみ荘　Ａ号室
債務者　平山　桂子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市野比２丁目17番20号
債務者　河田　瑶美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８１号
神奈川県三浦市三崎町諸磯851番地　三上アパート２階５号
債務者　茄子川次郎
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部